



第52号

農業委員会だより

発行 茂原市農業委員会 / 編集 農業委員会事務局 電話0475-20-1530



市長へ意見書を提出（写真左から 杉浦職務代理、鬼島会長、市原市長、平野推進委員長

会長挨拶

茂原市農業委員会は令和6年8月3日から新体制になりました。

茂原市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加等、多くの課題があります。更に異常気象等による農業へ影響が深刻な問題となっています。

これらの状況を踏まえ、委員一丸となり、各種課題に全力で取り組んで参りますので、皆様の一層のご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

茂原市農業委員会
会長 鬼島一郎

令和7年度 茂原市の農業振興等に関する意見書

農業委員会では、令和7年度予算編成にあたり、昨年10月に次の項目について、市長へ意見書を提出いたしました。

（意見書の項目）

第1 強い農業を推進するための経営基盤対策の強化について

- 1 基盤整備の推進
- 2 遊休農地対策の推進
- 3 地域計画の策定等
- 4 担い手の育成対策等
- 5 新規就農の促進
- 6 その他

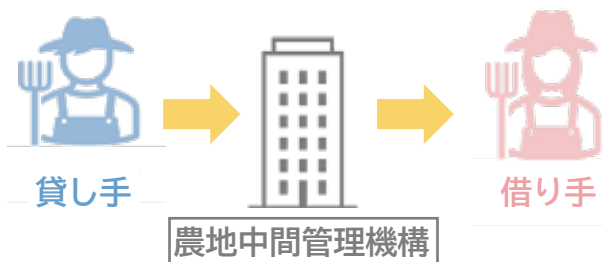
第2 農業委員会の体制整備について

農地の利用状況調査・利用意向調査にご協力ください

農業委員会では遊休農地の実態把握及び発生防止・解消を目的として、7～9月の間に農地の利用状況調査を実施いたします。調査後は遊休農地の所有者に対して、毎年、「農地の利用意向調査」を実施しますので、ご協力をお願いします。

農地の貸借方法が変わりました

令和7年4月以降は**農地中間管理機構**を経由した貸借方法となります。
(※従来の農地法第3条による農地の貸借も可能です。)



地域計画を実現するため 継続的に協議・随時更新

農業者の減少や耕作放棄地の拡大により、地域の農地が適正に利用されなくなることが懸念されております。

地域で話し合いを行い、**目指すべき将来の農地の利用を明確化する**必要があります。これが**地域計画**です。

農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向けて、農業者の意向を踏まえ話し合いを重ね、随時変更しながら徐々に完成度を高めていきましょう。



農業者年金に加入しませんか

加入資格を満たせば、農業者なら誰でも入れます！

【加入資格】

- ① 年間60日以上農業に従事
(自営業との兼業農家も加入できます)
- ② 65歳未満
- ③ 国民年金第1号被保険者
(保険料納付免除者を除く)
(ただし、60歳以上は国民年金の任意加入保険者)



全国農業新聞

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。農家の「経営とくらしに役立つ」情報をお届けします。

発行所：全国農業会議所

発行日：毎週金曜日

購読料：月額700円

申込先：農業委員会
事務局



高校生が発案した新商品が誕生しました！

市内高校と農産物直売所「旬の里ねぎぼうず」、市農政課が連携して開発に取り組み、茂原市にちなんだ新商品開発というコンセプトから、茂原高校生徒の発案により、本納絵馬をモチーフにしたクッキー「ほんのう絵馬物語」が完成しました。農産物直売所「旬の里ねぎぼうず」にて販売されておりますので、是非ご賞味ください。





農業委員会への手続き等について



農地の権利移動及び転用について

農地を売買する場合や農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。**農地法許可申請の締め切りは、毎月25日まで（土日祝日は除く）**となります。

なお、許可を受けずに農地を農地以外の用途に使用している場合は、農地法に違反することになり、農地の所有者を含めた違反転用者には次のような厳しい措置が講じられる場合があります。

- ・工事の中止や原状回復などの命令
- ・罰則の適用（3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金）

農地の権利取得について

相続（遺産分割・包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3の規定による届出が必要になります。

※相続登記についても令和6年4月1日から義務化されました。

軽微な農地の埋立てでも届出が必要です！

水田等を埋立て、野菜等の作付けをする場合でも、**実施1か月前までに**「軽微な農地改良の届出」が必要になります。

【届出の要件】

- ① 盛土する土は山砂や搬出元が明らかな畑土等であること。
- ② 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- ③ 隣接する水路の形状等を変更しないこと。
- ④ 事業に要する期間が3か月を超えないこと。

上記以外の埋立てには、**農地転用の許可を受ける必要**があります。

※埋立てについては**環境保全課（Tel 20-1504）に手続きが必要**になる場合があります。

詳細は農地がある
市町村農業委員会
にお問い合わせく
ださい。



手続きしないで農地の貸し借りをしていると・・・

手続きをしないで貸し借りをしている場合はヤミ耕作となります。また、20年以上にわたりこのような貸し借りが行われていた場合、民法163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、借人が賃借権を取得することがありますので、トラブルにならないように適正な手続きを行いましょう。



農地賃貸借情報

農地法第52条に基づき農業委員会が農地の賃貸借料の動向の収集、提供を行います。

【令和6年分】

(金額は10a当たり)

農地区分	貸借権				使用貸借権
	平均額	最高額	最低額	データ数	
田	13,500円	30,000円	3,600円	468筆	68筆
畑	8,000円	25,000円	2,000円	58筆	14筆

※1 データ数は、集計に用いた件数です。(令和6年1月～令和6年12月)

※2 平均額は、最低額と最高額を除いた平均値です。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。

※4 実勢賃貸借料を考慮し、必ずしもこの賃貸借料の限りではありません。

令和7年度

標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金表



1 雇用労賃

区 分	労 賃	備 考
田作業	9,600円	① 1日当たりの賃金(但し実労8時間)
畑作業	9,500円	② 賄回数は2回

2 機械による農作業料金

区 分	農作業料金	備 考
トラクター	耕 起	7,200円
	代かき	7,600円
	畦ぬり	4,200円
植 付	9,200円	10a当たり
刈 取 脱 穀	20,600円	10a当たり、ドライブハロー使用の場合 ロータリーを使用の場合は、耕起料金に準ずる
乾 燥 調 製	3,400円	100m当たり
育 苗	850円	田植機による10a当たり・苗費を含まない 側条施肥は別途協議
		コンバインによる10a当たり 刈り取り・脱穀乾燥場までの籾運搬は含まず
		60kg当り 生籾の乾燥・籾摺り
		1箱当りの硬化苗(運搬費を含まない)

※1 乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター1人付料金

※2 機械による農作業料金は土地改良事業施行済の圃場(30a区画を想定)として設定。

※3 地域性を考慮し、必ずしもこの料金表の限りではありません。